

マイナンバー制度

・マイナンバー制度とは

- ・平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(略称「番号法」)が公布されたことにより導入された制度
- ・「社会保障・税番号制度」とも呼ばれている。(この資料では、「マイナンバー制度」で統一)
- ・住民基本台帳に記録されている全ての者に、重複することのない12桁の個人番号(通称「マイナンバー」)を指定・通知し、社会保障・税・災害対策等の事務にマイナンバーを利用する制度

・マイナンバー制度の目的

- ・行政の効率化 ～手続きが正確で早くなる～
- ・国民の利便性の向上 ～面倒な手続きが簡単に～
- ・公平・公正な社会の実現 ～不正受給等の防止～

・個人番号カード

- ・個人番号カードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードである。

＊上記を実現するために、個人情報(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(特定個人情報)の適正な保護を実施

川崎市個人情報保護条例の一部改正

- ・番号法の施行に伴い、保有特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講じるため、川崎市個人情報保護条例の一部改正した。

主な改正内容

・保有特定個人情報を定義

- (1)保有個人情報
実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施期間の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有するもの。
- (2)保有特定個人情報
保有個人情報であって、個人番号をその内容に含むもの。

第54号「川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則」(案)

主な改正内容

- 個人情報保護条例の号ずれについて、引用部分の修正
第7条第2項第4号

第53号「川崎市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則」(案)

主な改正内容

・本人の委任による代理人による保有特定個人情報の請求方法を定める

- ・保有特定個人情報については、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のほか、本人の委任による代理人(任意代理人)による請求を認め、任意代理人が請求する場合には、書類の提示と同時に、その複写を提出することとした。

代理人の区分(法定代理人・本人の委任による代理人)を加える
第6条第2項第4号・第2号様式

総務局所管の「川崎市個人情報保護条例施行規則」と規定が異なっていた部分を整備
第6条第3項、第6条第4項

委任関係の厳格な確認のため提示書類を複写して提出
第6条第3項・第6条第5項・第6条第7項

提示書類に個人番号カードを加える
第6条第3項第1号・第6条第4項第1号

個人情報保護条例の項ずれについて、引用部分の修正
第6条第8項・第6条第9項

様式類に保有個人情報と保有特定個人情報の別を設ける
第2号～第7号様式、第12号様式